○文化庁告示第七十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十九年十一月十日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会

○農林水産省告示第千八百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26274号

2　品種登録の年月日　平成29年11月14日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　雪女神（ゆきめがみ）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

山形県

山形県山形市松波二丁目8番1号

7　出願公表の年月日　平成27年8月24日

二　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大字山野口小字地藏ケ谷一から一八まで、一の乙、一の丙、三の一、三の二、三の乙、四の乙、五の一、六の一、九の乙、一八の乙、一八の丙、二〇、八〇〇四から八〇一一まで、小字銀山二、小字瓜生迫五の乙、七の一、七の二、一〇、一一、一三、一五、一六の一、一六の二、一八から二二まで、一八の乙、一九の乙、一九の丙、二〇の乙、八〇〇三から八〇〇六まで、八〇〇八、八〇〇九、八〇一二から八〇一四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字地藏ケ谷一の乙・一の丙・三の二・六の一・八・九・九の乙・一八の乙・八〇〇四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一、六、七、小字銀山二（次の図に示す部分に限る。）、小字瓜生迫七の一・七の二・一五・一六の一・一八から二二まで・一八の乙・八〇〇四から八〇〇六まで・八〇〇八・八〇〇九・八〇一三・八〇一四（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、五の乙、一三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県花巻市台第一地割三四一（次の図に示す部分に限る。）、湯本第一地割二二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

第一地割三四一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町大原字長泉寺先三四の二、三五の二、三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長泉寺先三四の二、三五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字大山八九〇の四、九四二の一、九四二の三、九四四の一、九四五の一、九四六の一、九四六の三、九四七

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字莫木九七の一、九八の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）